

家畜衛生情報

令和3年11月17日
(通算第520号)問い合わせ先
長野県庁家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

国内4例目

兵庫県で高病原性鳥インフルエンザ発生！

令和3年11月17日に兵庫県姫路市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

引き続き、緊張感を持って、飼養衛生管理基準の遵守 や 異状家きんの早期発見・通報をお願いします。

所在地	兵庫県 姫路市
飼養状況	採卵鶏 (約 15.5 万羽)
経緯	<ul style="list-style-type: none">・ 11月16日(火曜日)、兵庫県は、同県姫路市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施し、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査陽性であることが判明。・ 11月17日(水曜日)、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

次の定期報告時に

家きん 100 頭以上 (だちょうは 10 羽以上) の所有者の方が対象

飼養衛生管理マニュアル (写し) を添付してご提出願います

家きん 100 羽以上 (だちょうは 10 羽以上) の所有者の方は、令和2年4月に改正された家畜伝染病予防法に基づき、現在農場で活用されている飼養衛生管理マニュアルの写しを、次の定期報告時に、家畜保健衛生所まで提出する必要があります。

詳しくは、1月末頃にお送りする家畜保健衛生所からの通知をご確認ください。

定期報告とは。

家きんの所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年6月15日までに、2月1日時点の飼養状況*の報告を義務づけられています。

* 飼養状況・・・所有者氏名、飼養衛生管理者氏名、住所、家畜の頭羽数等

次の定期報告には、飼養衛生管理マニュアルを添付してください。

これまで毎年提出されている定期報告の様式に加えて、各農場で作成された飼養衛生管理マニュアルを添付して、提出が必要です。



次の定期報告で提出し、飼養衛生管理マニュアルの内容に変更が無ければ、それ以降、毎年の定期報告時の提出は不要です。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232